

# 記入例

## ◆◆記入上の注意◆◆

- ① **申請日時点**（書類を提出した日時点）での状況を記入してください。
- ② 記載誤り等を訂正する場合は、二重線で消し、正しいものを記入してください。修正テープ等で修正したものは受付できません。
- ③ 記入にはボールペンを使用してください。えんぴつや消せるボールペンは使用しないでください。

下記のとおり、児童手当の認定を請求します。

		提出年月日		令和 年 月 日					
請求者	(フリガナ)	ハチ/ハ タロウ			住所	八戸市			
	氏名 (法人名等)	ハチ 太郎			(法人の主たる事務所の所在地)	内丸一丁目〇-〇 コーポ市庁△△△号室			
	性別	男	女	1月1日時点の住所地	(前年)	青森県 八戸市			
	生年月日	昭平 50年 2月 3日	(本年)	青森県 八戸市	市・区・村	市			
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	配偶者の有無	有	電話番号	090 ( 9999 ) 9999			
職業	ア 被用者 イ 公務員	ウ 被用者等でない者		勤務先	(株)〇〇工業 【電話】 ( 43 ) 5678				
年金の種類	ア 厚生年金保険 ※以下の共済組合の組合員の場合、括弧内に○を記入 ( ) 私立学校教職員共済 ( ) 国家公務員共済 ( ) 地方公務員等共済 イ 国民年金 ウ その他								
支払口座	名称	じどう 銀行 信用金庫		ハチ	出張所	店番 1 2 3 普通預金			
	口座番号	4 5 6 7 8 9 0		口座名義 (カタカナ) ハチ/ハ タロウ					
配偶者等	(フリガナ)	ハチ/ハ ハナコ			住所 (別居の場合)	別居の場合のみ記入			
	氏名	ハチ 花子			1月1日時点の住所地	(前年) 青森県 八戸市 (本年) 青森県 八戸市			
	生年月日	昭平 52年 3月 4日	職業	ア 被用者 イ 公務員	ウ 被用者等でない者	公務員の場合のみ記入			
児童の兄弟等	(フリガナ) 氏名	続柄	生年月日	同居別居の別	監護相当	生計費負担	出国年月 (海外留学の場合)	[注意] 監護相当・生計費の負担が有る児童の兄弟等がいる場合は、本請求書と併せて「監護相当・生計費の負担についての確認書」をご提出ください。 (児童の兄弟等と児童の合計人数が)	
	ハチ/ハ イチロウ	子	平令 14・4・3	同居別居	有	有	年 月		
	ハチ/ハ シロウ	子	平令 17・9・30	同居別居	有	有	年 月		
	ハチ 次郎								
児童	(フリガナ) 氏名	続柄	生年月日	同居別居の別	監護相当	生計関係	出国年月 (海外留学の場合)	住所 (別居の場合)	児童との関係
	ハチ/ハ ナツコ	子	平令 19・6・10	同居別居	有	同一維持	年 月	別居の場合のみ記入	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
	ハチ 夏子								・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
		子							・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
		子							・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母

## 記入上の注意

『請求者』⇒ 児童を養育している父母のうち、生計を維持する程度が高い方(原則として恒常的に所得の高い方)が請求者となります。

『1月1日時点の住所地』⇒ (前年) …記入不要  
(本年) …令和6年1月1日時点の住所を記入

『電話番号』⇒ 日中連絡がつく電話番号を記入

『職業』

- ア. 被用者 …… 厚生年金・共済年金加入者
- イ. 公務員 …… 公務員の方 (※お勤め先での手続きとなります。)
- ウ. 被用者等でない者 … 国民年金加入者・年金未加入者・年金受給者・配偶者の扶養

『勤務先』⇒ 自営業の方は「自営」、お勤めしていない方は「なし」と記入

『加入年金の種類』

- ア. 厚生年金保険 … 各共済組合の組合員の場合は、該当の共済の( )に○を記入  
(※非常勤職員等で共済(短期)加入の方は、共済に該当しません。)
- イ. 国民年金 …… 国民年金の支払いを免除されている方も含む。
- ウ. その他 …… 年金未加入者は「未加入」と記入  
年金受給者は「年金受給」と記入

『支払口座』⇒ 請求者名義の口座を記入  
(※配偶者や児童名義の口座、貯蓄等口座は登録できません。)

『児童の兄弟等』⇒ 平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童の兄弟等うち、経済的負担がある子について記入

『児童』⇒ 養育している児童のうち、平成18年4月2日以降生まれの児童を記入

『同居別居の別』⇒ 請求者と児童の同居別居の状況を記入 (※世帯分離している場合は、別居扱いになります。)

『生計関係』⇒ 「同一」…実子を養育している場合  
「維持」…実子以外の子を養育している場合